

令和 8 年 1 年 26 日

令和 7 年度 積算基準書の訂正について（通知）

下記基準書について、記載内容に訂正がありましたのでお知らせします。

記

1 訂正する積算基準書

令和 7 年度 機械設備積算基準書及び解説（岡山県土木部）

2 訂正内容

ページ（Ⅸ-19-3）の訂正

3 公表方法

岡山市役所本庁舎 2 階 行政事務管理課情報公開室において閲覧してください。

【問合わせ先】岡山市財政局財務部監理検査課

Tel: 086-803-1368

3 現場塗装

3-1 現場塗装歩掛

現場塗装歩掛は、表-19・6 を標準とする。

表-19・6 現場塗装標準歩掛 (100m2 当り)

名 称	単位	数量	備 考
素 地 調 整 費	式		3-3 (表-19・9, 19・10, 19・11) による
橋りょう塗装工	人		3-2 (表-19・7, 19・8) による
ペ イ ン ト	kg		1 回当りのペイント使用量×塗装回数
希 釈 剤	#		2-4 (表-19・4) による
諸 雑 費	式		3-4 (表-19・12) による
計			

3-2 現場塗装工歩掛

(1) 現場塗装工歩掛

現場塗装工歩掛は、表-19・7 を標準とする。

表-19・7 現場塗装工標準歩掛 (人/100m2/回)

作 業 区 分	適用範囲	橋りょう塗装工	摘 要
ブ ラ イ マ ー 処 理	x < 60m2	$48.53 x^{-0.855}$	x : 施工面積 (m2)
	x ≥ 60m2	1.4	
エアレススプレー塗り	x < 60m2	$48.53 x^{-0.855}$	
	x ≥ 60m2	1.4	
は け 塗 り	全面積	2.1	

- (注) 1. 準備・後片付け・補修工数は、標準歩掛に含まれているので計上しないものとする。
2. 現場塗装は、はけ塗りを標準とするが、現場条件、設備の形状等によりエアレススプレー塗りとすることが出来る。
3. 各層の標準膜厚を確保するための塗装回数は、基準の解説 表-1 (注) 3. に基づき必要分計上するものとする。
4. x は扉体、戸当り、開閉装置、主ポンプ、主配管、除塵機本体、搬送設備、貯留設備、昇降台車、巻上げ装置、管理橋、階段、手摺、架台、スクリーン等の各構成における単数 (1 門, 1 門分, 1 基, 1 台, 1 条, 1 橋, 1 式) 当りの 1 層の施工面積 (m2) とする。なお、各層で施工面積が異なる場合は、上塗り側の面積によるものとする。
5. 「第 18 章 鋼製付属設備」の区分 C, D に相当する構造物は、単数の単位を「1 式」とする。
6. 本歩掛は、小数点以下第 2 位を四捨五入して第 1 位止めとする。

(2) 歩掛補正

表-19・7 に示す現場塗装工標準歩掛は、作業条件に応じて次式により補正するものとする。

現場塗装工歩掛 (人/100m2/回)

= 現場塗装工標準歩掛 (人/100m2/回) × (1 + 現場塗装工補正率)

現場塗装工補正率は、表-19・8 のとおりとする。

3 現場塗装

3-1 現場塗装歩掛

現場塗装歩掛は、表-19・6 を標準とする。

表-19・6 現場塗装標準歩掛 (100m2 当り)

名 称	単位	数量	備 考
素 地 調 整 費	式		3-3 (表-19・9, 19・10, 19・11) による
橋りょう塗装工	人		3-2 (表-19・7, 19・8) による
ペ イ ン ト	kg		1 回当りのペイント使用量×塗装回数
希 釈 剤	#		2-4 (表-19・4) による
諸 雑 費	式		3-4 (表-19・12) による
計			

3-2 現場塗装工歩掛

(1) 現場塗装工歩掛

現場塗装工歩掛は、表-19・7 を標準とする。

表-19・7 現場塗装工標準歩掛 (人/100m2/回)

作 業 区 分	適用範囲	橋りょう塗装工	摘 要
ブ ラ イ マ ー 処 理	x < 60m2	$48.53 x^{-0.855}$	x : 施工面積 (m2)
	x ≥ 60m2	1.4	
エアレススプレー塗り	x < 60m2	$48.53 x^{-0.855}$	
	x ≥ 60m2	1.4	
は け 塗 り	全面積	2.8	

- (注) 1. 準備・後片付け・補修工数は、標準歩掛に含まれているので計上しないものとする。
2. 現場塗装は、はけ塗りを標準とするが、現場条件、設備の形状等によりエアレススプレー塗りとすることが出来る。
3. 各層の標準膜厚を確保するための塗装回数は、基準の解説 表-1 (注) 3. に基づき必要分計上するものとする。
4. x は扉体、戸当り、開閉装置、主ポンプ、主配管、除塵機本体、搬送設備、貯留設備、昇降台車、巻上げ装置、管理橋、階段、手摺、架台、スクリーン等の各構成における単数 (1 門, 1 門分, 1 基, 1 台, 1 条, 1 橋, 1 式) 当りの 1 層の施工面積 (m2) とする。なお、各層で施工面積が異なる場合は、上塗り側の面積によるものとする。
5. 「第 18 章 鋼製付属設備」の区分 C, D に相当する構造物は、単数の単位を「1 式」とする。
6. 本歩掛は、小数点以下第 2 位を四捨五入して第 1 位止めとする。

(2) 歩掛補正

表-19・7 に示す現場塗装工標準歩掛は、作業条件に応じて次式により補正するものとする。

現場塗装工歩掛 (人/100m2/回)

= 現場塗装工標準歩掛 (人/100m2/回) × (1 + 現場塗装工補正率)

現場塗装工補正率は、表-19・8 のとおりとする。